

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 6 月 5 日現在

機関番号：24403

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380750

研究課題名(和文) 婦人保護施設の支援における「ケアとコントロール」機能と 支援者の倫理的ジレンマ

研究課題名(英文) Various aspects of "care and the control" practiced by the social work in the women protective institution

研究代表者

児島 亜紀子 (Kojima, Akiko)

大阪府立大学・人間社会学部・教授

研究者番号：40298401

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：現在婦人保護施設で行われている支援は、かつてのように入所者のコントロールを意識したものから、ケア、すなわちいかに入所者のニーズに応えるかということの中核に据えたものへと変容している。しかしながら、婦人保護施設固有の支援対象ともいうべき、セクシュアリティにかんする生活問題を抱える利用者/入所者は依然として多く、DVの背景に性暴力の問題が見られたり、知的障害をもつ女性が売春させられて入所に至ったりといったことは珍しくない。特に知的障害者に対する支援のなかにケアとコントロールが共存していることが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：The current social work practiced in the women protective institution changed greatly in comparison with social work before a DV prevention law was enforced. In the past, workers managed the life of women who lived in an institution strictly. Current workers always think about ways to meet the needs of women who are in the institution. And there are women having a trouble about their sexuality a lot in the same way as old days. Particularly, women with the learning disability may be made to do sex industry by force. When workers take care of women with the learning disability, workers often control her with care.

研究分野：社会福祉学

キーワード：婦人保護施設 ジェンダー ケア コントロール ソーシャルワーク 知的障害者 性風俗 売春

## 1. 研究開始当初の背景

売春防止法、DV防止法、人身取引対策行動計画を根拠とする婦人保護施設は、社会福祉事業のうちでも対象を女性に特化して保護と支援を実施するところにその特色がある。売春防止法施行当初とは、女性を取りまく社会状況も世間の女性観も変化しているにもかかわらず、売春のおそれのある女性をジェンダー規範からの逸脱者と見なし、彼女らをジェンダー秩序のうちに位置づけ直すという「保護」と「更生」の枠組は、こんにちもなお婦人保護施設の支援の底流に横たわっているものと思われる。2001年に施行されたDV防止法によって、婦人保護施設が被害者を保護する公的シェルターとして位置づけられて以来、婦人保護施設は世間一般からも「DV被害者支援の砦」として認知されるようになった。このことにより、婦人保護施設の役割である「保護」と「更生」は、支援の後景に退いたかのように思われがちである。確かに、現在、入所者全体に占める売春関連事由の割合は決して多くない。しかしながら、緊急一時保護で入所したDV被害者に「よき母親」であることを要請するなど、入所者をジェンダー秩序の中に繰り入れていこうとする支援は、依然として行われている。ここからわかるように、ソーシャルワーク実践におけるいわゆる「コントロール」機能は、婦人保護施設における支援全体に、現在も何らかのかたちで影響を及ぼしているのではないか。ソーシャルワークにおけるコントロールとは、社会の利益にも沿うよう、クライアントを援助することである。婦人保護施設においては、ジェンダー規範から逸脱した者を規範に沿うよう主体化するという支援の方向性が、コントロールを体現するものとなる。入所女性たちに対するこのようなコントロールは、昨今の女性福祉の理念に沿った、差別される者としての「女性のニーズに応える」支援すなわち「ケア」との間に、何らかの矛盾や軋轢を生んでいることが考えられる。DVや売春以外の事由、すなわち借金苦、暴力被害、精神障害など、多彩な理由で入所してくる女性たちへの有効な支援を考えるにあたり、かかるケアとコントロールの緊張関係を明らかにし、その背景にあるジェンダー規範の問題を視野に入れることは重要と思われる。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、婦人保護施設におけるソーシャルワーク実践に着目し、入所者への「ケア」(入所者のニーズに応えること)と「コントロール」(社会の利益を勘案し、社会の利益にも適うように支援すること)がどのように行われているか、その際支援者は「ケア」と「コントロール」を行うことによる倫理的ジレンマにどのように対処しているのかを、支援者に対するインタビュー調査によって明らかにしようとするものである。

## 3. 研究の方法

「ケアとコントロール」に伴うソーシャルワーカーのジレンマを論じた最新の研究、上記のような実践現場での研修資料を渉猟するとともに、これらを整理し、「ケアとコントロール」を捉える際の基本的な枠組を設定する。そのうち、都市部の婦人保護施設の支援者(職員)6名に対して、半構造化インタビューを実施する。職員が行っているケアとコントロールの実態、職員の支援観、女性観、支援におけるジレンマを中心に聞き取り、その結果を質的に分析する。

## 4. 研究成果

ソーシャルワークは、ケアとコントロールが共存する世界のなかで展開される(伊藤2015: 316)。コントロールとは、伊藤が指摘するように、クライアントを既存の社会秩序に再定置し社会の安定を確保するための試みであると同時に、社会の多数派が欲し、支持する要請内容を社会福祉サービスの提供を通してクライアントに内面化させていく過程でもある。かような前提に立ち、以下に掲げる6点にかんする支援者の応答の語りをもとに、実践におけるケアとコントロールについて考察を試みる。その6点とは、施設での支援において、支援者たちは施設理念としての「保護」と「更生」をどのように捉えているのか、特に「更生」にむけての支援におけるコントロールは、具体的にどのように実践されているのか、性的逸脱者ではなく、被害者/弱者としての女性にむけた支援と、上記のような「更生」にむけた支援との間に、支援者は齟齬やジレンマを感じているか、生じた齟齬やジレンマに対し、支援者はどのように対処し、あるいは解決しようとして取り組んでいるか、支援者はジェンダー規範にどの程度自覚的か、どのような利用者観、女性観を持って支援にあたっているのか、である。

### 4-1 コントロールの変容

前述したおよびを問うた筆者に対し、支援者の語りはぎこちなく、もはや「保護」はともかく、「更生」という概念自体にピンとこない支援者が少なくないことに驚かされた。婦人保護施設における「保護更生」に根ざした支援、およびそれを具体化したコントロールは、2001年のDV防止法の前と後とで、大きくその様態を変化させていることが明らかになった。少なくとも聞き取りをした施設ではその傾向が顕著であった。当時を知る支援者によれば、DV防止法施行以前の婦人保護施設は、「売春防止法に根拠づけられた施設」であるという色彩を強く帯び、そこには、入所する女性を一般女性とは違う「特殊な」女性と見る風潮が残っていたという。当時は生活面での管理が厳しく、居室は相部屋で、毎晩点呼があり、職員を「先生」

と呼ばせるなど、統制的な側面が強く見られた。「無断外泊イコール何かがあったという(ように見られる)...だから、性病検査をしてきなさいみたいな、ひどい時代だった」(支援員、入職 19 年目)という語りからうかがえるように、入所者の人権に十分に配慮しているとはいいいがたい処遇もあったと思われる。しかしながら、DV 防止法が施行され、これまでとは異なるタイプの利用者が入所するようになって、職員のなかにも「ひとりの独立した大人の女性を支援する」という意識が芽生え、「利用者の自己決定」を最大限尊重するという機運が高まっていったという。「入所者が変わってきたら、やっぱりその、権利の主張とか。(中略)やっぱり利用者の言い分もそりゃそうよなってことになった、で、どんどん変わってきた」(前述と同じ支援員)。こうした支援者の語りから、DV 防止法が新たな根拠法となるにつれて、婦人保護施設の性格が変容していったことが浮かび上がってきた。

#### 4-2 「更生」からケアへ

したがって、現在婦人保護施設で行われている支援は、「更生」を意識したものというより、ケア、すなわちいかに入所者本人のニーズに沿うかということの中核に据えたものになっている。このことは、この間 DV で一時保護される利用者が増加し、反面いわゆる売春事案で措置される入所者が激減したことともかかわってしよう。したがって、当初予定した質問の「婦人保護施設固有の支援にはどのようなものがあるか」「その場合の支援の課題は何か」という問いに変更し、婦人保護事業自体の変質に対応した聞き取りをすることにした。その結果、婦人保護施設固有の支援対象ともいえるべき、セクシュアリティにかんする生活問題を抱える利用者/入所者は依然として多いことが明らかになった。インタビューに協力してくれた支援者たちは、口々に「DV の背景に性暴力の問題がある」「DV で婦人保護施設に入ってくる人で、性風俗で働いていたという人が結構いる」と語った。支援者の一人は、一時保護の利用者に子どもがたくさんいる場合には、利用者が性暴力被害にあっていることを疑うという。また、夫との出会いが風俗店で、客とセックスワーカーというかわりから始まって結婚に至ったとか、バタラーである夫との生活を経済的に支えるためにやむなく風俗店で働いたといった事例が少なくない。既存のデータを裏付けるように、性風俗と貧困とのかわりも指摘された(低学歴で特別なスキルを持たない利用者が、比較的高い収入を得られる仕事を求め、結果的に性風俗で働くことになるというパターン)。また、知的障害をもつ利用者がセクシュアリティの課題を抱えている事例については、今回インタビューに応じてくれた全ての支援者が語った。知的障害者のセクシュアリティに

かんする問題は、次節で示すごとく、婦人保護施設での実践において「ケアとコントロール」が共存する典型的な例であると思われる。

#### 4-3 知的障害をもつ利用者へのケアとコントロール

支援者たちは、知的障害をもつ利用者/入所者が、総じて強いジェンダー規範を内面化しており、性別役割分業に基づく近代家族を理想としている場合が多いと語った。支援者によれば、そのことは必ずしも本人の信念や選択の結果ではなく、TV などのメディアによって流される家族や夫婦の姿を無批判に受け止めた結果なのだという。ある入所者は結婚や「子どもを持つこと」に憧れ、出会い系サイトで知り合った男性と交際を始めるも、性暴力被害に遭ってしまう。支援者は知的障害をもつ入所者のジェンダー規範意識(ここでは、性別分業を行い男性に養ってもらうことを是とすること)を変えることは困難だと認識している。むしろ男性との出会いを求めて、出会い系サイトを利用すること、危険な状況にもかかわらずセックスに至るといった利用者の「短絡」的な行為が改善されるべきと捉え、彼女らに恋人とはどのような人のことをいうのか、結婚や家庭生活の意味、子どもを持つことの意味や安全な性行為の方法などを丁寧に伝えることによって、知的障害をもつ利用者の多くが目標とする「家族の形成」という希望を叶えられるような支援を行っている。ここでは、本人の利益と(性暴力を根絶させるという)社会の利益とを調停するという意味で、ある種のコントロールがケアと一緒に行われている。前述したような「出会い系サイトでの恋人探し、不特定多数の男性との性交渉」は、従来性的逸脱として括られていた行為であるが、支援者たちは「逸脱」という言葉を使うことを避けていた。しかし、それが婦人保護施設での研修の効果なのか、施設長のスタンスを投影したものなのか、支援者個人のジェンダー規範意識に関することなのかは、今回の調査で十分に明らかにはできなかった。

#### 4-4 利用者観、支援の課題、軋轢、ジレンマ

以下では、4 の冒頭に掲げた項目のにかんして整理する。支援者たちは総じて売春防止法が女性差別的な性格を持っていると認識しており、そのせいもあってか、利用者/入所者を「性的逸脱」者であるとも、道徳的に劣った存在であるとも見なさず、売春行為をも含む性風俗業に従事することを「一概に悪いとは思っていないくて、そうせざるを得ない社会の仕組みがある」(支援員、入職 7 年目)「セックスワークで生きていくっていうのは、アリだと思っている」(同、入職 6 年目)と述べた。その一方で、「何かそこ(性風俗業)に望んで行く人を見ると、何かそこに行かん方がいい(と思う)」(同、入職 19

年目)「話を聞いているとやっぱり早い(=早く辞める)に越したことはない(同、入職10年目)」という語りもあり、多くの支援者が「生きていくために性を売ること仕方がないけれど、だからといって積極的に勧められるような仕事ではない」と受け止めていることがうかがえる。利用者についても、「いろいろな事情があってそうせざるを得なかった人」、「どの(支援)制度にも乗らない」、「はざまの人たち」といった捉え方がなされ、彼女たちの脆弱性が強調される語りが多かった。

筆者の調査範囲内においては、利用者/入所者がジェンダー規範からの逸脱者だという単純な見方や、旧来のステレオタイプの売春「婦」観を持つ支援者はもはや駆逐されたかのように見えた。しかし、売春をすること/性風俗業に従事することを必ずしも非としないという支援者のスタンスは、低学歴や貧困などのためにその仕事を「やむをえずやった」というシチュエーションを前提として成立している。支援者の多くは、その語りにおいて、売春を含むセックスワーク・性風俗業自体を頭から否定はしなかったものの、積極的に肯定もしなかった。そのような仕事は危険であるのみならず、従事者の自己肯定感を下げ、「心とからだパラバラに」なり、「自分を大切にしない」ことであるとともに他者にも「大切にされない」仕事であると見なす声のほうに支配的であった。支援者たちは、一部のセックスワーカーが自分たちの仕事を「サービス業」と捉え、労働者としての権利を主張する活動を行っていることを承知しているし、また、「売る・売らないは私が決める」という性的自己決定権の主張があることも十分に理解していると思われる。しかし、婦人保護施設に入所してくる女性たちのなかには、性風俗で働くことによって疲弊してしまった人びとが多く含まれることと、「性」を売るといふ仕事にまわりつくステイグマが払拭されないことが、支援者たちの語りに繰り返し現れる「仕方なかった」「やむをえずやった」という弁明的(?)なフレーズや、売春や性風俗そのものに対する微妙な態度につながっているものと思われる。

支援の課題として挙げてきたものは、こうした支援者たちの意識を反映している。少数派であるが「セックスワークはアリ」と述べた支援者は、婦人保護施設入所に至る前の、セックスワーカーのニーズに適った支援が必要だと述べる。この支援者は、「行政が目指している、『売春なんて(許されない)』っていう方向性と、現場の風俗の人たちがつながっていない(のが問題だ)」という。他の支援者は、売春自体が社会からなくならないなかで支援をすることの限界や、PTSDに苦しむ性暴力被害者のケアなど、非常に高い専門性が求められるようなことをどこまで婦人保護施設でやっていくべきなのかといった疑問について語った。

結局のところ、婦人保護施設の実践における最大のジレンマは、そもそも「売春・性風俗」を支援者はどう捉えるべきかという問題が根本的には解決していないために、誰のニーズにどう応えるべきなのかということが曖昧になり、ひいては婦人保護施設を目指す将来像が不明瞭になってしまうところにあるように思われる。

#### 【文献】

伊藤文人「新時代のソーシャルワーク」児島亜紀子・伊藤文人・坂本毅啓編『現代社会と福祉』2015、東山書房。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計5件)

児島亜紀子、倫理としてのヴァルネラビリテイ、『関西社会福祉研究』、査読無(依頼原稿)、第1号、2015、pp.19-30

児島亜紀子、「顔」への応答を起点とする正義：ソーシャルワーク論とレヴィナス思想の交錯、『社会問題研究』、査読無、第63巻、2014、pp.39-52

児島亜紀子、対人援助の倫理：3つの視点から、『要約筆記問題研究』、査読無(依頼原稿)、第25号、2014、pp.31-38

児島亜紀子、2013年度学界回顧と展望：理論・思想部門、『社会福祉学』、査読無(依頼原稿)、第55巻3号、2014、pp.118-129

松田博幸、当事者の手によって作り出されたクライシス対応アプローチ、ゆうゆう、査読無、No.68、2014、pp.44-47

〔学会発表〕(計2件)

山中京子、連携・協働(コラボレーション)教育を大学教育に位置づける - 大阪府立大学におけるその現状と課題、日本社会福祉学会第63回秋季大会、2015年9月19日、久留米大学(福岡県)

松田博幸、ソーシャルワーカーが自らの生の過程と向き合う専門性、日本社会福祉学会第61回春季大会シンポジウム「当事者と向き合う専門性とは何か」、2013年5月26日、東洋大学白山キャンパス(東京都)

〔図書〕(計5件)

児島亜紀子・石倉康次・伊藤文人監訳、サラ・バンクス著、法律文化社、ソーシャルワークの倫理と価値、2016、321(発行確定)

児島亜紀子、ミネルヴァ書房、社会福祉実践における主体性を尊重した対等な関わりは可能か：利用者 援助者関係を考える、2015、267(2-26、27-45、263-264)

松田博幸 他、ミネルヴァ書房、社会福祉実践における主体性を尊重した対等な関わりは可能か：利用者 援助者関係を考える、2015、267(123-150)

山中京子 他、ミネルヴァ書房、社会福祉実践における主体性を尊重した対等な関わりは可能か：利用者・援助者関係を考える、2015、267（97-122）

松田 博幸 他、NPO 法人 SAN Net 青森、グループホームという生きるかたち：ともに語り、暮らしあう試み、2014、140（12-37）

〔産業財産権〕

出願状況（計 0 件）

取得状況（計 0 件）

〔その他〕

ホームページ等

## 6．研究組織

### (1)研究代表者

児島 亜紀子（KOJIMA, Akiko）

大阪府立大学・人間社会学部・教授

研究者番号：40298401

### (2)研究分担者

松田 博幸（MATSUDA, Hiroyuki）

大阪府立大学・人間社会学部・准教授

研究者番号：30288500

山中 京子（YAMANAKA, Kyoko）

大阪府立大学・人間社会学部・教授

研究者番号：50336814